

不正競争防止法第35条第3項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則をここに公布する。  
平成27年12月4日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

**香川県公安委員会規則第24号**

不正競争防止法第35条第3項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則

香川県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項の規定により香川県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げる者とする。

- (1) 香川県警察本部長の職にある者
- (2) 香川県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の警部以上の階級にある者
- (3) 警察署の警部以上の階級にある者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。  
(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)
- 2 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～52 略					1～52 略				
53 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）	略				53 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）	略			
<u>53の2 不正競争防止法（平成5年法律第47号）</u>	<u>第35条第3項</u>	<u>公訴提起前の没収保全命令を請求することができる警部以上の警察</u>	<u>○</u>						

		官たる司法警察員の指 定		
	第35条第 4項	公訴提起前の没収保全 命令を請求することが できる司法警察員の指 定又はその変更の地方 裁判所への通知	犯罪収益に 係る保全手 続等に関す る規則（平 成11年最高 裁判所規則 第10号）の 例による。	
54	行政手続法（ 平成5年法律第 88号）	略		
55～58 略				
59	組織的な犯罪 の処罰及び犯罪 収益の規制等に 関する法律（平 成11年法律第 136号）	略		
	(1) 犯罪収 益に係る保 全手続等に 関する規則	略		
60～101 略				
備考 略				

54	行政手続法（ 平成5年法律第 88号）	略		
55～58 略				
59	組織的な犯罪 の処罰及び犯罪 収益の規制等に 関する法律（平 成11年法律第 136号）	略		
	(1) 犯罪収 益に係る保 全手続等に 関する規則 （平成11年 最高裁判所 規則第10号）	第23条	公訴提起前の没収保全 命令を請求することが できる司法警察員の指 定又はその変更の地方 裁判所への通知（刑事 訴訟規則第141条の2 の準用）	○
60～101 略				
備考 略				